

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">II 記載要領及び留意事項 関税法関係</p> <p style="text-align: center;"><u>電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の適用を受けない旨の届出書（C-9350）</u></p> <p>「<u>税関長</u>」欄には、届出の時点における申告先税関長（予定を含む。）を記載することとし、申告先税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消する（二重線又は削除いずれの方法でも差し支えない。）。</p> <p>「<u>法人番号</u>」欄には、当該届出者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項（定義）に規定する法人番号を記載する。</p> <p>「<u>輸出入者符号</u>」欄には、当該届出者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。なお、上記「<u>法人番号</u>」欄に記載する法人番号と同一である場合には、記載を省略して差し支えない。</p> <p>「<u>1. 電子取引の種類、保存に使用するプログラム（ソフトウェア）の概要及びそのプログラム（ソフトウェア）を事業の用に供した日</u>」欄には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) <u>電子取引の種類</u> 関税法の規定により保存を行う電子取引の種類に応じて対応する文言の□（チェック欄）にレ点を記入する。「その他」の□（チェック欄）にレ点を記入した場合には、括弧欄に電子取引の種類を記載する。</p> <p>(2) <u>プログラム（ソフトウェア）の概要</u> 使用するプログラム（ソフトウェア）の概要に応じて対応する文言の□（チェック欄）にレ点を記入する。また、市販ソフトウェアを使用する場合には、「<u>メーカー名</u>」及び「<u>商品名</u>」の各欄に使用するソフトウェアのメーカー名及び商品名をそれぞれ記載する。自己が開発したプログラムのうち他の者に委託して開発したプログラムを使用する場合には、「<u>委託先</u>」欄に委託先を記載する。</p> <p>(3) <u>事業供用日</u></p>	<p style="text-align: center;">II 記載要領及び留意事項 関税法関係</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に係るプログラム（ソフトウェア）について、事業の用に供した日を記載する。</u></p> <p><b><u>電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の適用を受けない旨の届出の取りやめの届出書（C-9360）</u></b></p> <p><u>「税関長」欄には、申告先税関長を記載することとし、申告先税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消する（二重線又は削除いずれの方法でも差し支えない。）。</u></p> <p><u>「法人番号」欄には、当該届出者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項（定義）に規定する法人番号を記載する。</u></p> <p><u>「輸出入者符号」欄には、当該届出者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。なお、上記「法人番号」欄に記載する法人番号と同一である場合には、記載を省略して差し支えない。</u></p> <p><u>本文に重加算税の加重措置の適用を受けない旨の届出書を提出した年月日を記載する。</u></p> <p><b><u>電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の適用を受けない旨の届出の変更届出書（C-9370）</u></b></p> <p><u>「税関長」欄には、申告先税関長を記載することとし、申告先税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消する（二重線又は削除いずれの方法でも差し支えない。）。</u></p> <p><u>「法人番号」欄には、当該届出者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項（定義）に規定する法人番号を記載する。</u></p> <p><u>「輸出入者符号」欄には、当該届出者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。なお、上記「法人番号」欄に記載する法人番号と同一である場合には、記載を省略して差し支えない。</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>本文に重加算税の加重措置の適用を受けない旨の届出書を提出した年月日を記載する。</u></p> <p><u>「1. 変更しようとする事項及び変更の内容（新たなプログラム（ソフトウェア）の導入）」欄には、次に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p>(1) <u>電子取引の種類</u>  <u>関税法の規定により保存を行う電子取引の種類に応じて対応する文言の□（チェック欄）にレ点を記入する。「その他」の□（チェック欄）にレ点を記入した場合には、括弧欄に電子取引の種類を記載する。</u></p> <p>(2) <u>プログラム（ソフトウェア）の概要</u>  <u>使用するプログラム（ソフトウェア）の概要に応じて対応する文言の□（チェック欄）にレ点を記入する。また、市販ソフトウェアを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名」の各欄に使用するソフトウェアのメーカー名及び商品名をそれぞれ記載する。自己が開発したプログラムのうち他の者に委託して開発したプログラムを使用する場合には、「委託先」欄に委託先を記載する。</u></p> <p>(3) <u>事業供用日</u>  <u>電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に係るプログラム（ソフトウェア）について、変更しようとするプログラム（ソフトウェア）の事業の用に供した日を記載する。</u></p> <p><u>「2. 変更しようとする事項及び変更の内容（新たなプログラム（ソフトウェア）の導入以外）」欄には、新たなプログラム（ソフトウェア）の導入以外の場合において、変更しようとする事項及び当該変更の具体的な内容を記載する。</u></p>	